

## 蒲郡市生命の海科学館資料収集実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市生命の海科学館（以下「科学館」という。）において、科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の礎とすることを目的とする蒲郡市生命の海科学館の設置及び管理に関する条例（平成26年蒲郡市条例第32号）の規定に基づき行われる資料の収集活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (収集の対象)

第2条 科学館が収集の対象とする資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 科学館の展示テーマに即した、地球、海及び生命の歴史を示すために特に重要な資料
- (2) 現在の地球、海及び生命に関する資料
- (3) その他蒲郡市及び周辺地域の自然科学に関する資料

2 前項の資料は、科学的証拠としての学術的資料のほか、指標又は比較資料として展示、教育及び研究に有用な資料も含むものとする。

### (収集資料基準)

第3条 収集する資料は、原則として来歴の明確なものとする。ただし、資料の性質により収集する必要性が認められる場合は、この限りでない。

### (収集方法)

第4条 資料の収集に際しては、国内外の法律、国際条約等を遵守し、展示、教育及び研究に有用な実物、標本、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）を、体系的かつ計画的に、採集、寄贈、購入等によって収集する。

- 2 科学館は、実物等資料の収集が困難な場合は、学術的な内容を踏まえ、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は作成する。
- 3 科学館は、実物等資料及び複製等資料（以下これらを「科学館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集に努めるものとする。

4 科学館は、資料に係る学術研究の状況、資料の重要性、展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意する。

(資料の整理及び保管)

第5条 収集した科学館資料及び図書等は、収集に関する詳細情報とともに科学館の資料台帳に登録し、適宜記録管理を行う。

2 資料台帳は、デジタルデータ化し、失われることがないようバックアップを作成し、適切に管理する。

3 科学館は、収集した科学館資料及び図書等を安全かつ良好な状態で保管するため、収蔵施設及び設備を整備し、保存環境の管理を行う。

4 収集した科学館資料及び図書等は、必要に応じて保存措置、複製、修復等を行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、科学館の資料収集活動に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。